

建設工事に関する国東市入札金額内訳書取扱要領

(趣旨)

第1条 この訓令は、建設業法(昭和24年5月24日法律第100号)第20条及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年11月27日法律第127号)第12条及び第13条の趣旨を踏まえ、国東市が発注する建設工事(以下「市発注工事」という。)の入札について、入札及び契約における不正行為の排除を徹底するとともに、入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)の適正な積算を促進するために、入札金額内訳書の提出及び審査等について、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 市発注工事に係る一般競争入札(要件設定型一般競争入札を含む。)及び指名競争入札の入札参加者は、入札書の提出と同時に入札金額内訳書(以下「内訳書」という。)を提出しなければならない。なお、一度目の入札が成立したが不落札となった場合に、一度目の入札に引き続いて入札を行う場合にあっては、内訳書の提出は不要とする。

(提出方法)

第3条 内訳書の提出方法については、国東市電子入札運用基準の規定による。

(内訳書の記載内容)

第4条 土木関係工事(次項に定める建設関係工事以外の工事をいう。以下同じ。)における内訳書の記載内容は閲覧設計図書に示す「見積参考資料」等に記載された費目、工種、施工名称、数量及び単位並びに各項目に対応する入札額の根拠とした単価及び金額とする。

- 2 主に建築工事及び建築物の敷地に付帯する工事(建築設備工事、外構工事、造園工事、さく井工事等。以下「建築関係工事」という。)における内訳書の記載内容は、見積参考資料のうち、種目別内訳書及び科目別内訳書に記載された各項目及び各項目に対応する入札額の根拠とした金額とする。
- 3 入札公告又は指名通知(以下「入札公告等」という。)の際に内訳書の様式を契約担当者が提供した場合については、原則としてその様式を使用するものとする。なお、前2項に掲げる記載内容を満たしていれば、任意の様式でも差し支えないものとする。
- 4 総合評価落札方式の場合には、技術提案に要する費用を含めた金額で入札することとし、内訳書にも技術提案の内容を反映させるとともに、必要に応じて項目を追加すること。なお、技術提案の内容が既存の項目に含めて計上できる場合は、追加する必要はないものとする。

5 「工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額」(法定福利費という。)の金額は、内訳書の下段に記載するものとする。

(入札参加への周知)

第5条 契約担当者は、内訳書の提出等について、入札公告等に記載することにより周知するものとする。

(内訳書の審査方法)

第6条 契約担当者は、開札後、落札候補者が提出した内訳書について審査を行うものとし、追加資料の提出は求めない。ただし、契約担当者が必要と認めた場合には、当該落札候補者に内訳書について説明を求めることができる。

(審査基準)

第7条 落札候補者の内訳書が次の各号のいずれかに該当する場合は、国東市契約規則(平成18年国東市規則第71号)第28条第10号に該当するものとして、当該落札候補者の入札を無効とする。

(1) 内訳書の全部又は一部が未提出の場合(入札公告等で指定したファイル形式(PDF形式)以外のファイル形式で提出された場合を含む。ただし、事前に契約担当者の承認を得て、国東市電子入札運用基準に基づき、媒体提出届を添付して紙で提出された場合又は紙入札書(紙入札での参加について契約担当者の承認を受けたものに限る。)に添付して紙で提出された場合は除く。)

(2) 入札書に記載された入札金額と内訳書の工事価格(計)欄に記載された金額が一致しない場合

(3) 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の各費目の合計欄に記載された金額の合計と内訳書の工事価格(計)欄に記載された金額が一致しない場合

(4) 値引き、減額等の項目が計上されている場合(スクラップ控除等マイナス計上すべきものを除く。)

(5) 土木関係工事にあつては、工事工種体系における工種・種別(各階層区分のうちレベル3相当)以上の項目の記載が、一式で全て脱落している場合

(6) 建築工事関係にあつては、種目別内訳書又は科目別内訳書のいずれかの項目の記載が脱落している場合

(7) 前各号に掲げるもののほか、重大な不備がある場合

(提出された内訳書の取扱い)

第8条 入札書提出期限後における内訳書の差替及び追加は、認めないものとする。

2 提出された内訳書は返却せず、他の入札関係書類と併せて保管する。

3 契約担当者は、必要に応じて、提出された内訳書を公正取引委員会等に提出することがある。

(その他)

第9条 契約担当者は、必要に応じて、市発注工事を受注した者に対して、工事完成後に、入札時に提出した内訳書と精算額とを対照できる工事費内訳書の提出を求めることがある。この場合において、提出を求める工事は、契約担当者が入札公告等において定めたものとする。

2 入札談合に関する情報があった場合の内訳書の取扱いについては、国東市談合情報対応マニュアルによるものとし、第6条の規定に関わらず、追加資料の提出を求めることができる。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年10月30日訓令第9号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(令和4年4月1日訓令第7号)

この訓令は、公示の日から施行する。